

住宅用太陽光発電システム普及促進事業補助金

問合せ 環境政策課 ☎09147

- 住宅用太陽光発電システムを住宅に設置する人に対して、市から補助金を交付します。
- 補助の対象となるシステム**
1 住宅の屋根などへの設置に適し、低圧配電線と逆潮流有りであること
2 太陽電池の最大出力の合計値が10キロワット未満のシステムであること
3 太陽光発電普及拡大センター（J-PECC）の定める住宅用太陽光発電導入支援対策補助金技術仕様書の要件に適合し、J-PECCに登録されていること
4 未使用品のシステムであること（中古品は対象外）
- 補助の対象となる人**
市内の自ら居住または居住する予定の住宅（事務所、店舗などとの兼用も可）に太陽光発電システム（以下、システム）を設置する人
▼システムが設置された市内の建売住宅を購入する人（申請する前に工事に着手した場合や、既に使用している場合は、補助対象不可）
▼市税などの滞納がないなど条件があります。詳しくは問い合わせてください。
- 交付金額**
補助対象事業1件50,000円（1住宅につき1回限り）
- 募集件数** 250件（先着順。募集件数に達し次第受付終了）
- 募集期間** 4月1日（月）～平成26年1月31日（金）
- 申請方法**
申請は、市役所環境政策課（本庁舎6階）の窓口へ申請書に必要な書類を添えて提出（郵送不可）。申請書類は、市役所環境政策課または、市のホームページから。

合併浄化槽への付け替え費用の一部を補助

問合せ 廃棄物対策課 ☎09133

市では、住宅に設置されているくみ取り便所や単独処理浄化槽を

- 合併処理浄化槽へ付け替える人を対象に、設置費用の一部を補助しています。
- ただし、建物の新築や建て替えに伴う設置は、補助の対象外となります。
- 対象地域** 次の区域を除く市内全域
・公共下水道事業の認可区域
・農業集落排水処理事業の計画区域
・団地浄化槽等の集合処理施設の処理区域
- 補助金額**
・5人槽 29万6千円
（延べ床面積が130㎡以下の住宅）
・7人槽 36万4千円
（延べ床面積が130㎡を超える住宅）
・10人槽 48万2千円
（台所と風呂が2カ所以上ある住宅）
- ※交付は予算の範囲内のため、申請順です。詳しくは問い合わせてください

店舗リフォーム費用の補助（第1回募集）

問合せ 建築指導課 ☎09191

- 市内の建築関連業者により、店舗のリフォームを行う場合、費用の一部を補助します。
- 対象となる店舗**
・営業用の小売店舗、理容業・美容業店舗、クリーニング店舗、主に食事を提供する店舗
- 対象となる工事**
・市内の建築関連業者が工事する店舗のリフォーム（修繕、補修、模様替え、増改築など）で、誰もが利用しやすいように段差解消などバリアフリーの工事を併せて行うこと
・リフォームに要する費用（消費税を除く）が30万円以上
・交付決定後工事着手し、平成26年2月末までに工事完了するもの
- 対象外の工事**
・別棟の物置や別棟の広告塔などに係る工事
・家具、電化製品、装飾品などの購入
・他の補助制度を利用する工事

- 消費などバリアフリーの工事を併せて行うこと
・リフォームに要する費用（消費税を除く）が30万円以上
・交付決定後工事着手し、平成26年2月末までに工事完了するもの
- 申請資格**
・市内に住所がある、個人事業主または市内に本店が登記されている法人で、市内に自ら開業、または開業しようとする人
・市税などを滞納していないこと
- 補助内容**
補助金は、店舗のリフォームに要する費用（消費税を除く）の10%相当額（千円未満切り捨て）で1件当たり20万円が上限

- 申請用紙配布時期・配布場所**
・4月1日（月）～7月17日（水）
・市役所6階建築指導課または、市のホームページから
- 受付期間**
・4月1日（月）～7月17日（水）
※補助金交付申請額の合計が予算額（100万円）を超えた場合は、期間内でも締切り
- 受付場所** 市役所6階建築指導課
※詳しくは問い合わせください

空き家バンク登録物件改修費用を補助します

問合せ 経営政策課 ☎09119

- 廿日市市空き家バンク制度（注）に登録された物件を改修する場合に補助金を交付します。
- 対象物件**
空き家バンク制度の登録物件で居住用のもの（市街化区域内に所在する物件を除く）。
- 対象となる工事**
・市内建築関連業者が工事する空き家の改修（修繕、補修、模様替え、増改築など）で、住宅の機能向上のために行うもの
- 申請資格**
・改修に要する費用（消費税を除く）が30万円以上
・補助金交付決定後、工事着手し、平成26年2月末までに工事完了するもの
- 申込資格**
・対象物件を買ったまたは借りた人、貸した人
・市税などを滞納していないこと
- 補助内容**
・改修に要する費用（消費税を除く）の10%相当額（千円未満切り捨て）

- （り捨て）で1件あたり10万円が上限
- ・中学生以下の子どもが世帯にいる場合、上乗せ有
- 申込用紙配布場所**
市役所4階経営政策課または、各支所地域づくり担当、市のホームページから
- 受付期間** 随時
※補助金申請の合計額が予算額（200万円）を超えた場合は受付を終了します

- 受付場所** 市役所4階経営政策課
（注）空き家バンク制度
空き家バンクの登録物件は随時募集しています（廿日市市内の空き家が対象）。
- 現在20世帯以上の人が本市に移住希望などの登録をされており、空き家の供給が不足しています。空き家を持つている人はぜひ登録してください。

さらに広がっています 公共下水道

問合せ ■融資あっせん、使用料、負担金（分担金）について 下水道経営課 ☎25481
■処理区域について 下水道建設課 ☎25482

- 公共下水道は、台所や風呂、トイレなどで使った水や工場などからの廃水を集め、処理場できれいにして放流し、河川や海の水质を守る大切な施設です。
- 公共下水道の処理区域が広がりました**
- 廿日市処理区 約8ヘクタール（約598ヘクタール）
 - 佐伯処理区 約0.2ヘクタール（約105ヘクタール）
 - 大野処理区 約6ヘクタール（約236ヘクタール）
- ※（ ）内は、全体区域面積
処理区域は、次のところで確認することができます。
- 廿日市処理区、佐伯処理区、大野処理区
下水道建設課 ☎25482
 - 佐伯処理区
佐伯支所佐伯管理課 ☎11117

- 浄化槽とくみ取り便所の公共下水道への切り替え**
新たに処理区域となる地区で、現在、浄化槽を使っている場合は速やかに廃止して、公共下水道へ接続してください。
また、くみ取り便所は、3年以内に水洗便所に改造して公共下水道へ接続してください。
なお、この区域では、新たに浄化槽やくみ取り便所を設置することはできません。
- 排水設備の工事は、指定工事店で**
公共下水道へ接続するときに必要な排水設備の工事は、市が指定した下水道排水設備指定工事店で行ってください。指定工事店以外での工事や無届け工事は行わないでください。

- 融資あっせん制度**
公共下水道の処理区域で下水道に接続するための宅地内の設備を改造するための工事費を一時に負担することが困難な人に、融資あっせん制度があります。工事の申し込みの際に、指定工事店へ条件などについて相談してください。
- 受益者負担金（分担金）**
公共下水道が整備されると、土地の所有者などの利益を受ける人（受益者）は、污水管整備費の一部を負担することになります。
平成25年4月から、次の区域の一部が、受益者負担金（佐伯処理区の場合は受益者分担金）の賦課対象区域となります。
この土地所有者には、4月下旬に受益者の申告書などを郵送しま
- 提出先** 下水道経営課
（廿日市衛生センター内）
- 対象区域**
●廿日市処理区 駅前、城内一丁目、佐方、串戸三・五丁目、地御前一・三丁目、宮内、平良一・二丁目、平良山手、下平良一・二丁目、廿日市二丁目の各一部
●佐伯処理区 峠の一部
●大野処理区 丸石二・四丁目、塩屋一丁目、林が原二丁目、大野中央四丁目、大野一丁目、大野原三丁目、物見東二丁目、物見西二丁目、上の浜一丁目、下の浜、大野字滝の下、大野字中津岡、大野字護安の各一部